

## 事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	地域団塊世代雇用支援事業			
主管部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課			
関係部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課			
関連する政策体系				
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること		
個別目標1	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を促進すること			
個別目標2	中高年齢者の再就職を促進すること			
個別目標3	高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること			

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析						
我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、平成16年から平成27年に労働力人口が約110万人減少することが見込まれている（「人口減少下における雇用・労働政策の課題」2005年7月、雇用政策研究会）。						
一方、健康寿命が男女とも70歳を超え、60歳代前半層においても高い就労意欲がみられるとともに、「生活を維持するため」を就労理由とする60歳代前半層も就労者の6割を占めている（「平成16年高齢者就業実態調査」厚生労働省）。また、約670万人といわれる団塊の世代が本年から60歳を迎える中で、改正高齢者雇用安定法（以下「改正高齡法」という。）に基づく高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入した企業のうち、希望者全員を継続雇用の対象とする企業は39%に止まっている。						
(2) 問題分析						
約670万人といわれる団塊世代が本年から60歳を迎える中で我が国の経済社会の活力を維持していくためには、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍し続けることができるよう、その意欲と能力に応じた雇用機会の確保を図っていくことが急務となっているが、現下の雇用失業情勢は全体的には改善が進んでいるものの、本年4月の60歳前半層の有効求人倍率が0.68倍（年齢計1.09倍）にとどまっているなど、高齢者を取り巻く労働市場の状況は、依然として厳しいものとなっている。						
(3) 改善方策（事業の必要性）						
高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍し続けることができるよう、団塊世代の再就職に向けた支援を行うことが必要である。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	希望者全員の継続雇用制度 （単位：％）	—	—	—	—	39
（調査名・資料出所、備考）						
指標1は、平成18年度高齢者雇用状況報告（平成18年6月1日の状況）（職業安定局調べによる）						

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（事業主団体）
---

## (2) 事業の内容（概要）

<p><b>新規・一部新規</b></p> <p>平成18年度から改正高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じることが事業主に義務づけられた。平成18年度の高年齢者雇用状況報告によると、確保措置を導入した企業のうち86%が継続雇用制度を導入しており、このうち希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は39%となっている。</p> <p>このため、これらの継続雇用の対象基準を満たさないことから定年により離職を余儀なくされる者を含む年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等、意欲と能力を有する団塊世代の高齢者に対する再就職支援として、①キャリアコンサルティングの実施、②求職活動支援書の効果的な活用への取組、③就職面接会の開催、④再就職のためのセミナーの開催、⑤業種（職種）転換等新たな分野へチャレンジする者とその成功者等の交流会の開催等を事業主団体に委託する。</p>
---

## (3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	814
※「H20」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	事業により配置されるアドバイザー等による①キャリアコンサルティングの実施、②求職活動支援書の効果的な活用への取組、③就職面接会の開催、④再就職のためのセミナーの開催、⑤業種（職種）転換等新たな分野へチャレンジする者とその成功者等の交流会の開催等により、団塊世代の高齢者の再就職促進を図る。
政策効果が発現する時期	平成20年度
目標達成時期	平成20年度

## 4. 評価指標

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1 就職率	本事業による支援を受けた者の就職率
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計（職業安定局調べによる）	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 面接開催回数	面接会を開催した回数
2 セミナー開催回数	高齢者に対するセミナーを開催した回数
(調査名・資料出所、備考) 指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計（職業安定局調べによる）	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティーネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。			

民営化や外部委託の可否 (理由)	可	否
本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
〈投入〉 国から事業主団体への委託→委託先団体による求人開拓 ↓ 〈活動〉 事業主からの求人提出、高齢者に対するキャリア・コンサルティング(自己分析の促進、労働市場の把握及び希望条件の明確化等)及び面接会等の実施による就職機会の増加 ↓ 〈結果〉 団塊の世代を含めた60歳以上の就職率向上 ↓ 〈成果〉 対象世代の雇用失業情勢の回復
事業の有効性
本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。

## (3) 効率性の評価

本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。
--

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
○ 「高齢社会対策基本法」(平成7年11月15日法律第129号)第9条第1項において、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保することができるよう必要な施策を講ずることが国の責務とされている。
○ 「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議)において、「人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大を推進する」とされている。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。

(整理番号 16)

- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。